

平成 2 6 年 4 月議会臨時会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

平成 2 6 年 4 月 3 0 日 開会

平成 2 6 年 4 月 3 0 日 閉会

平成26年4月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

平成26年4月30日（水）午前10時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 会期の決定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 報告第1号 平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理
事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 5 報告第2号 東総地区広域ごみ焼却施設の処理方式の決定について

日程第 6 閉 会

出席議員（9名）

1 番	根本	茂	君	2 番	宮内	和宏	君	3 番	秋元	賢二	君
4 番	高橋	利彦	君	5 番	島田	和雄	君	6 番	伊藤	保	君
7 番	浅野	勝義	君	8 番	荻谷	進一	君	9 番	川口	健男	君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管 理 者	明智	忠直	君
副 管 理 者	太田	安規	君
副 管 理 者	越川	信一	君
事 務 局 長	青野	康弘	君
施設整備課長	山谷	憲一郎	君
主 査	宮内	雄治	君
主 査	西ノ宮	正人	君
副 主 査	角川	玲子	君

事務局出席者

書 記	高木	松夫	君
書 記	小澤	隆	君

開会（午前１０時０２分）

○議長（根本茂君） ただいまから、平成２６年４月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会します。ただいまの出席議員は、９名であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

説明のため、管理者、副管理者、事務局長のほか説明員の出席を求めました。



会期の決定

○議長（根本茂君） 日程第２、会期の決定であります。本日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（根本茂君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日限りと決しました。



会議録署名議員の指名

○議長（根本茂君） 日程第３、会議録署名議員の指名を行ないます。

３番議員、秋元賢二君、４番議員、高橋利彦君の両名を指名いたします。



報告第１号

○議長（根本茂君） 日程第４、報告第１号、平成２５年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

管理者から、あいさつを兼ねまして報告を求めます。

管理者明智忠直君。

○管理者（明智忠直君） おはようございます。本日ここに、平成２６年４月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、たいへんお忙しい中ご参集をたまわりましたこと、心から厚くお礼申しあげます。

また、議員の皆様方には、日頃より広域行政の取り組むべき課題についてご理解をいただき、東総地区の発展・振興にご尽力いただいていることに対しまして重ねてお礼申し上げます。

なお、懸案でありました最終処分場の候補地につきましては、平成２６年３月２６日に、東総地区広域最終処分場候補地選定委員会より、銚子市森戸町を候補地に選定した旨の報告をいただきましたので、これを受け、４月３日の首長会議において、銚子市森戸町を東総地区広域最終処分場の候補地として、決定しましたので報告いたし

ます。

さて、本日は、当組合の事業であります、ごみ処理広域化推進事業について、2件のご報告をさせていただきます。

報告第1号は、平成26年2月19日の議会定例会におきまして、ご承認いただきました、平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計の繰越明許費について、繰り越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、事務局から内容説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（根本茂君） 管理者の報告は終わりました。

続いて、報告第1号の補足説明をさせます。

青野事務局長。

○事務局長（青野康弘君） 事務局より補足説明を行います。報告第1号、平成25年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

1款2項衛生費の清掃費についてでございますが、ごみ処理広域化推進事業の進捗による計画スケジュールの見直しを行ったことにより、それぞれで予定した事業費を繰り越ししたものでございます。

焼却施設等計画地測量調査業務は繰越額900万円、焼却施設等計画地地質調査業務については、繰越額489万9千円で、計画地の測量、境界確定、地盤のボーリング調査等を実施し、今年度中に事業完了する予定でございます。

焼却施設等基本計画等総合支援業務につきましては、施設の基本計画、中継施設の検討、環境影響評価等を実施するもので、平成25年度から平成29年度までの債務負担行為、限度額2億1千万円として事業の実施を予定しているうち、3,700万円を繰り越ししたもので、事業の完了は、平成30年3月を予定しております。

以上でございます。

○議長（根本茂君） 報告第1号の補足説明は終わりました。

これより、報告第1号の質疑に入ります。

質疑を行う前に予め申し添えます。質疑は一括質疑方式で、1人3回までとなっております。又、質疑については、報告内容の範囲とし、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。

質疑ありませんか。

川口健男君。

○9番（川口健男君） 選定委員会の方で最終処分場予定地、森戸町ということで報告があったわけですが、私の土地感でございますので、誤っていたらご意見いただきたいんですが、森戸町というのは銚子市に所在しているわけですが、隣接市町村でございます東庄町の境界までは、どの位の距離があるのでしょうか。

2点目は、隣接市町村にそのような内容の事前のお話をしてあるのでしょうか。また、隣接の東庄町はどのような意向であるのかを、お聞きしたいと思います。

○議長（根本茂君） 事務局長青野康弘君。

○事務局長（青野康弘君） 森戸町につきましては隣接の東庄町との間に、もう一つ豊里地区がございますし、おおよそであります3km～5km程度離れているかと考えております。今回の選定にあたりましては、特に東庄町との意見を確認しているものではございません。以上でございます。

○議長（根本茂君） 川口健男君。

○9番（川口健男君） 3km～5km非常に差のあることでございますけれど、一つの礼儀として最終処分場ができる、それは近隣の市町村にその旨お願いする、また、了解を得るのがスジじゃないかと思うわけであります。仮にそれを進めた段階において、東庄町から強力な反対運動、撤回の申し入れを受けたらどのように対処するのでしょうか。

○議長（根本茂君） 事務局長青野康弘君。

○事務局長（青野康弘君） そのような反対運動がならないように、適切に説明あるいは対応させていただきたいと思います。以上です。

○議長（根本茂君） 川口健男君。

○9番（川口健男君） そのようなことはないと思うんですが、礼儀として正式設定する前にですね、東庄町に事業内容の説明及び施設の概要等をお話し、ご理解を得るのがスジじゃなかろうかと思いますので、是非そのような行動をすぐさま起こしていただきたいと思います。以上です。

○議長（根本茂君） 高橋利彦君。

○4番（高橋利彦君） まず、今回の議会でございますが、議題の無い、ただ報告だけの議会というのはあるのか、それが1点。それから、繰越明許、環境アセスですか、そういう問題ただいま説明ありました。この繰越明許、前回の議会ですね、その中で最終処分場が決まらないうちに環境アセスをしても無駄だということで、予算は通してありますが、それは執行しないということになっているわけだと思います。その中

で最終処分場は場所が決定じゃなくて、相手のあることですから地権者との間でどういう話になっているのか。2点お尋ねします。

○議長（根本茂君） 事務局長青野康弘君。

○事務局長（青野康弘君） まず、臨時会の招集についてでございますが、臨時会の招集については、地方自治法第102条第3項の規定により、臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。また、第102条第4項の規定では、臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。と規定されており、付議すべき事件については、昭和26年8月20日、地自行発第240号、島根県津和野町長宛、行政課長回答の行政実例で、議案に限らず選挙、決定その他議会に付議されるべきすべての事件を含む、と回答がございますので、本臨時会につきましてもその行政実例からして、適切なものと考えて招集したものでございます。

それと、環境アセスの件でございますが、焼却施設等の事業の基準としましては環境アセスや用地測量、地質調査を実施し、その結果を基に地元町内会に環境保全対策等を含めた施設の計画内容を示したうえで、最終的な施設建設のための地元合意をいただくというのが重要なところでございます。地主さんの方にも説明させていただくわけでございますが、最終処分場の候補地につきましては、ほとんど森戸町の地元の方が地主になっているところでございます。そのため、環境アセスを実施して地元住民が当然心配されるべき、騒音であるとか、大気、水質、渋滞とかにどのように対応するのかを説明させていただくのが、同意をいただくのが必要不可欠であり、そのような進めた方をすることが必要でありますので、今回の環境アセスの実施を進めたうえでご理解をいただくと、そういう手順で進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（根本茂君） 高橋利彦君。

○4番（高橋利彦君） 報告が事件になるのかその点なんです。報告というのは事件じゃないと思うんですよ。全協で説明したっていいでしょう。その辺もう一回詳細に説明いただきたい。

それから、最終処分場、森戸に決めたということは、こっちだってあくまで相手のあることなんです。そういう中で焼却場、それから最終処分場については計画あるわけなんです。それで環境アセスは炉が決まらなくちゃかけられないと、事務方よく知っているわけですよ。ですから、そういう順序でやりますと当然、事務方の認識がだいぶ違っていると思うんですよ。むしろ、最終処分場の用地は早く決めて、そし

て最終処分場の用地が決まった後に炉を決める。そして、環境アセス、これが順序だと思うんですがね。これでは事務方の焼却施設の進め方がまったく違っちゃうと思うんですが、いずれにしても予算については、最終処分場の用地が確保できなければ執行しないということを、この前の議会でも答弁しているわけですね。そうなれば当然最終的な処分場が決まらなければ、炉の決定もできないと思うんですが。そうなれば、この繰越明許も使えないということになると思うんですが、その辺についてお尋ねします。

○議長（根本茂君） 暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（根本茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き報告第1号に対する質疑を行います。

高橋利彦君の質問に対する当局の答弁を求めます。

事務局長青野康弘君。

○事務局長（青野康弘君） 臨時会の招集で事件のことですが、地方自治法施行令第146条第2項で、繰越明許に係る歳出予算を翌年度に繰り越した際は、繰越計算書を調製し議会において報告しなければならないと、規定されております。そういったものを含めてすべての事件というふうに行行政実例がございますので、適切だと判断して招集させていただいているものでございます。

併せまして、前回の最終処分場が決まらなければというお話の中で、執行を止めるというお話があったかと思えます。最終処分場の候補地については、選定委員会から報告をいただきまして、最終処分場の候補地として決めておりますので、それに対して、最終処分場の周辺のアセス等を進めたうえで、この事業を進めていくと考えております。以上です。

○議長（根本茂君） 高橋利彦君。

○4番（高橋利彦君） 候補地を決めるのは、いつでも決められると思うんですよ。最初から決められると思うんですよ。要は相手のあることなんですよ。例えば行政で持っているのであればこれは別ですよ。あくまでも地権者のある中で、なぜ候補地を早く決められなかったのか、そういう言い訳をするんなら、候補地を決めるのはいつでもできる、そんな中で最終的には相手の地権者の理解を得て、それなら分かりましたと、最終処分場に私らも同意して土地を売ります、それでなければ、候補地を決め

るだけ決めて、それで最終的に地権者の一人でも反対があった場合は、結局、最終処分場ができなくなっちゃうでしょう。できなくなった場合は、この環境アセスの予算がまったく無駄になっちゃうわけですよ。その金はあなた方が出すんじゃなく、市民の大切な血税なんですよ。その辺を十分認識した中で、この予算の執行はお願いする以外ないと思いますけど、どういうふうに考えるのか。

○議長（根本茂君） 事務局長青野康弘君。

○事務局長（青野康弘君） 最終処分場の候補地につきましては、進め方でございますけれども、最終的に地権者の方々から合意をいただくことも大切ですが、それは当然やっていきます、ごみ処理の関係で地域住民の方の同意も重要になってくるわけでございます。当然、最終処分場の候補地につきましては、ほとんど地元住民の方が地権者ということもございますし、環境アセスを進めたうえで、こういった対策がされるのか。繰り返しますが、騒音とか、大気とか、そういった問題について、どのように対策されるのかを説明して、ご理解をいただくということが、そういった事業を進める中で一番重要なことでございますし、これをやっていかないとご理解をいただけないと考えておりますので、候補地にあって地元の説明をしながら進めていきたいと考えております。

（「答弁になっていない」の声あり）

○議長（根本茂君） 高橋利彦君。

○4番（高橋利彦君） 最終処分場の用地確保の目途がたったのかどうか、それだけを聞いているんですよ。地元地権者に説明云々、それじゃなく環境アセスをするんならするで、最終処分場の用地が最終的に決まらなければ、環境アセスの予算なんにもならないでしょ。ですから、最終処分場の目途がたったのかどうか、そういうことなんです。今の答弁は、前段の話なんですよ。

○議長（根本茂君） 管理者明智忠直君。

○管理者（明智忠直君） 最終処分場の契約をしてからということになると思いますけれども、事業をするということにつきましては、地域を選定して候補を一つに絞るということ、それから地元の説明会に入ることが通常だと考えて、今回そういうことをとったわけでありまして、それと同時に、環境アセスをやらなければ焼却炉の問題については進められないということがありますので、候補地が決まったら優先的に環境アセスを進めたわけでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

（「暫時休憩」の声あり）

○議長（根本茂君） 暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（根本茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き報告第1号に対する質疑を行います。

高橋利彦君の質問に対する当局の答弁を求めます。

事務局長青野康弘君。

○事務局長（青野康弘君） 最終処分場の候補地の経緯について訂正させていただきます。最終処分場につきましては、候補地の選定にあたりどちらの方式にも対応できるものとして選定しているものでございます。以上でございます。

○議長（根本茂君） ほかに質疑ありませんか。

荻谷進一君。

○8番（荻谷進一君） 最終処分場の選定委員会の決定の内容、先ほど管理者よりご報告いただきました。大変ご苦労様でございました。その内容の書面の報告がなんで無いんでしょうね。最終処分場の選定委員会の最終が終わってから1カ月たっていますね。せっかくこの議会を開いたのに最終処分場の報告書がないんですか。報告書をもって我々議会に示すのがスジだと思うんですが、なんでここに書面がないのですか。本来であれば議会で報告しますよね。途中で、中間で出していますよね。施設管理課長。最終が終わってきちっと報告書がなぜ出ないんですか。それをもって議会で報告して、今日本会議をやるわけですから、そこできちっと出した方が、明智管理者が言ったことがきちっと最終的に最終処分場はここで検討されましたと、先ほどの言葉じゃないですけど、両方式でもいいという結論の文言が入っているはずですよ。明智管理者の口頭の報告で終わりですか。そんなことじゃ議会の体をなしていない。最終委員会の書面をもって明智管理者が報告して、初めて報告になると私は理解するところであります。場所についても概略の場所だと思いますけれども、場所はこの辺ですよ。森戸地区の大字のこの辺だと。そこに関しては不法投棄された所でないということが分かっているわけですから、そこまでちゃんと議会に報告しないと、また、1年以上後追い報告ですか。誰が責任取るんですか。

○議長（根本茂君） 事務局長青野康弘君。

○事務局長（青野康弘君） 最終処分場の候補地の報告につきましては、本日の臨時会の報告事案としては入れてありませんが、報告書は準備してありますので本日お配りする予定であります。以上です。

○議長（根本茂君） 荻谷進一君。

○8番（荻谷進一君） 回答になっていない。1回目に付け加えたいんですがいいですか、確認の意味で。この間、私が前回の4月3日に行われた全協のときに、施設に関して報告した方がいいんじゃないですかと念を押しましたよね。だから、今回本会議で報告になったんじゃないですか。私、1号に関してはないけど、次の施設に関しては報告をして下さいと伝えたはずですよ。議事録はないけれども、終わるときに、最後の最後に施設の方式が決まったら、本会議でちゃんと報告して下さいと念を押したはずですよ。それがあったから今回の議会かなと理解しているところですけども、そういう状態の中で選定委員会の内容を聞いていて、全協で報告したと言いたそうだったけれども、全協じゃ報告ではないですよ。報告事項は決まっているのでしょ。だったら、本会議でもちゃんと最終処分場の用地はここになりました。この間で言ったら、言葉でこの辺であろうと、もごもごして何にも場所も示されていないですよ。そういう状況の中でなぜ報告しないのかと聞いているんですよ。先ほどは、今日はそういう内容じゃないからと、じゃいつするんですか正式な報告を。議会なんだからちゃんとやって下さいよ。全協というのは論議をする場であって、議会というのは報告してちゃんと決定事項を承認する場なんですから、全協は論議で決定じゃないですから。

○議長（根本茂君） 事務局長青野康弘君。

○事務局長（青野康弘君） 前回の全協のときには、お話いただいたのは焼却施設の炉の決定について、決まりましたらご報告いただきたいということを、受けているものだというふうに考えてございます。最終処分場の候補地につきましては、前回は報告の概要につきまして、候補地の選定状況を説明させていただいているところでございます。今回、報告事案としてごさいませんが、報告書につきましては終了後お配りするというので準備をしておりました。以上です。

○議長（根本茂君） 荻谷進一君。

○8番（荻谷進一君） 2回目ですけど。終わったら配ると、意味ないじゃないですか。明智管理者が報告しているんですから、事前に配っておけばいいんじゃないですか。終わってから配るってナメているんですか、議会を。議会軽視もいいところです。終わったら配ると、なんで後付けのことを言っているんですか。ちゃんと出来ているものなら配ればいいんじゃないですか。なんでこういうことになるんですか。前から言っているじゃないですか、議会の在り方がおかしいと。だから、事前に資料を配ってちゃんと本会議、全協で理解を求めた方がいいんじゃないですか。さんざん、口酸っぱく言ってなんでこうなるのか。ちゃんと出して下さいよ。今配って下さいよ。暫時休

憩でもして、配って下さいよ。

○議長（根本茂君） 暫時休憩します。

午前10時41分 休 憩

午前10時44分 再 開

○議長（根本茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き報告第1号に対する質疑を行います。

荻谷進一君。

○8番（荻谷進一君） 3回目ということで、この報告書を先ほど明智管理者から報告しますということがあったわけですよ。そういうことにもかかわらず、これを報告しないということは、申し訳ないですけど事務局の怠慢ですよ。管理者が報告しますと議会の場で、議事録に残るように言ったんだから、これは事前に出すべきであるし、施設整備課長、前回私の一般質問にごちよごちよと言いましたけれども、実際、ひな型出来ていたんですよ。地図と場所、住宅地図までに置いてあるわけですから、それにもかかわらず、報告しないで場所を言わなければいいだろうという認識でおったわけですか。施設整備課長お答え下さい。それが1点。

2点目ですけれども、ここまで出来たということは議会で報告したうえで、併せて環境アセスに入りたいということで、今回の管理者からのご説明があったということで理解するところでありますが、他の議員からも出ているように、私が確認したかったのは、用地が確定してからということだったんですけれども、あくまで候補地が確定してから予算執行ということで高橋議員が言ったのは、私も記憶が定かでないんですが、その確認をしたいと思います。

3点目でございますけれども、次の議題の焼却方式を決めるわけでありまして、本来ならば裁決を採るというような話であったのが、状況が変わったかどうかはわからないんですけれども、先ほど高橋議員がおっしゃっていたように、最終処分場の候補地選定については、改めてお伺いしますけれども、焼却方式の決定と同じように議会に諮りながらやるんですか、それとも、このまま報告をもって、これで地元調整に入っていくということなんでしょうか。3点目の確認をお願いします。

○議長（根本茂君） 施設整備課長山谷憲一郎君。

○施設整備課長（山谷憲一郎君） 候補地につきましては、前回に報告したときには報告書の内容的なものは出来ておりました。

その候補地につきましては、第7回の選定委員会で決定するということでありまし

たので、管理者にも報告してございません。

地元の方に慎重に対応するという事で、前回の時には報告してございませんでした。

○議長（根本茂君） 事務局長青野康弘君。

○事務局長（青野康弘君） 最終処分場の報告をもって、管理者からの報告をもって事業を進めたいと思っております。

前回の高橋議員の話に関しましては、最終処分場の候補地の決定をもって予算執行をするということで進めさせていただきます。

○議長（根本茂君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の質疑を終結いたします。

次に、日程第5、報告第2号、東総地区広域ごみ焼却施設の処理方式の決定についてを議題とします。

報告を求めます。

管理者明智忠直君。

○管理者（明智忠直君） それでは、処理方式の決定、報告第2号についてご説明申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合において、建設を予定している東総地区広域ごみ焼却施設の処理方式については、東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会の答申のとおりシャフト方式に決定したことを報告します。

焼却施設の処理方式につきましては、公平公正な第三者機関である東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会へ諮問し、答申を受けてから、議員の皆様へ報告を行い意見交換や協議等をしてまいりました。その主な経過は表のとおりであり、4月3日の首長会議において焼却施設の処理方式についてシャフト方式に正式決定しましたので、本日報告をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本茂君） 報告第2号の説明は終わりました。

これより、報告第2号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

荻谷進一君。

○8番（荻谷進一君） シャフト方式ということで何点か申し上げておきたいことがあります。まず、1点目としましては、建設コストが管理者3人、お分かりのとおり非常に上がってきております。この間は、木更津市の庁舎の入札不調ということで、非

常に問題になってきております。その中で、我々議員とかコンサルに出した資料を基にいうと、あたかもシャフトもストロカも変わらないようになっておりますが、私どもが事前に調査した中では、非常にシャフト式の方が費用がかかるように理解するところであります。その中で、決定をもとにそういうことで進めるということでございますが、今後そういう予算のことを綿密にやっていかなければならないと思うんですが、その辺、管理者としてどう考えているのかご答弁いただきたいと思います。

○議長（根本茂君） 管理者明智忠直君。

○管理者（明智忠直君） 今、行政において建設、土木が厳しい状況にあることは、皆さん方もご承知のことと思います。そういった状況の中で、これから環境アセスを始めるわけでありまして、実施設計、工事に入るのは3～4年先だと認識しているところでありまして、工事に入る前の年、若しくは前々年の年には、改めて焼却炉の大きさの問題、それから、川口議員等からもお話がありましたように、各市の負担割合、人口とごみの量、そういったものもきちんともう一度見直しながら、最終的な炉の大きさ、そういったものも判断していきたいと思いますので、予算の面は3市で分担をするわけでありましたが、分担の配分の適正、そういったものも改めてきちんと判断していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（根本茂君） 荻谷進一君。

○8番（荻谷進一君） ただいま、明智管理者からご答弁いただいた内容についてですが、確かにごみの量が3市、特に我々匝瑳市にいたっても量が減ってきております。それから、前の施設整備課長がよく言っていましたけれども100tの2炉ということで、議会の中からそんなの必要ないじゃないか、ということは3管理者も承知のとおりだと思います。ですから、管理者が決めた以上、我々覆すことができないのは理解するところでありますから、そうであれば、今後、ごみ量または分担割合等含んでですね、私が次の10月の選挙に落ちたらしょうがないと思うんですけど、次世代のことを考えてですね、今後、我々議員が検討する場の中に入れていただいて、論議していかなければならないと思っております。なぜかという、焼却施設建設計画検討委員会、最終処分場選定委員会についても、議員ははずされております。議員がいるとややこしいし、面倒くさいということがありますけれども、委員会に議員が出れば、その場の代表ですから理解を得る部分もあると思います。ですから、私としましては、今後次世代を考えていくうえでは、ごみの量また分担割合、人口割、各市の財政状況あります。ましてや、8年後には3市ともどんどん厳しくなっていくのはご存知のとおりであります。ですから、次のこういう場においては、論議を議会でちゃ

んとしていくという確約をいただけないと、私は最終的に納得できないということでございますから、管理者としてその方針だけは、この場で明らかにしていただけないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（根本茂君） 管理者明智忠直君。

○管理者（明智忠直君） これまでの焼却方式、そしてまた最終処分場の問題について十分反省しながら、議会みなさんに協力していただきながら、3市の施設として完成させたいと思っております。先ほど申し上げた見直し時期でありますけれども、計画では平成29年度に見直すことになっておりますが、3市の首長さんに任せていただいて、代表という形で議会の方から見直しの検討委員会に参加してもらうことを、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（根本茂君） 荻谷進一君。

○8番（荻谷進一君） 3回目になりますけれども、予算の件がありますので、炉の大きさとか、ごみの量に関しては資料が出ているわけありますから、そのことは来年位から始めていかなければならないと、私は思うんですよ。総額が決まってきますよね、炉の大きさは、ご存知のとおりどのようにも造れるんですよ。大きさに関しては。実際には100tが2炉は必要ないですし、ただ、その場合どのように造るか、技術的な部分もあるわけですけど、私が言いたいのは予算を掛けたくない、次世代へ残す借金を少なくしたい、というのが根本にあります。少しずつ入っていく中で、最終的にプロポーザルでやってくれるところもあって、予算を抑えてくれるというのなら、それも、然りだと思っているんですよ。3管理者は、申し訳ないけど理解を含めたうえで肝に銘じて、このシャフト式ということを決定したと、執行していただけないかと思うわけありますので、申し訳ないですが再度、3管理者、失礼と思いますけれどもご意見を頂戴できればと思います。

○議長（根本茂君） 管理者明智忠直君。

○管理者（明智忠直君） 3市ともに財政状況はそんなに良いものではありません。3市の首長も、予算を少なくしていきたいという思いは共通していると思います。そういう中でシャフトの状況をよく研究をしながら、予算を軽減していただくための努力をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（根本茂君） 浅野勝義君。

○7番（浅野勝義君） 確認なんですけれども、管理者の方から施設の大きさとか、経費の問題とか、分担割合について、検討していきながらという話を聞いているんですが、分担割合も検討される余地があるということによろしいですね。

○議長（根本茂君） 管理者明智忠直君。

○管理者（明智忠直君） 当然、人口の問題、焼却炉の問題については、大きなウェイトを占めるわけでありますので、人口とごみの量、焼却炉の大きさ、それは29年度に見直していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（根本茂君） 川口健男君。

○9番（川口健男君） 本日は、焼却方式がシャフト方式に決定するというご報告を受けました。私の一貫とした考え方というのは、すでに理解されていると思いますので、改めてお話しはしませんけれど、是非ですね、シャフト方式の中でもって、非常に競争性が懸念される状況じゃないかと思うわけなんです。この3社が主体にやってらっしゃる。ところが昨今、JFEさんがなにか撤退ぎみ、残されたのはあるメーカーしか、となりますと非常に大きな懸念を持つわけです。その中において、これから是非、競争性が確保でき、それから、その経過についても透明性が確保できるように、最善の努力をしていただきたい。それから、議会への報告についても後出しにならないようにしていただきたい。ということでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（根本茂君） 事務局長青野康弘君。

○事務局長（青野康弘君） 議員のおっしゃるとおり、競争性につきましては、確保できるような選定の仕方、契約の方法の仕方、また、価格競争だけではなく、広域でゴミ処理をするための性能をきちんと求めるという中で、適正に進めたいと考えております。

○議長（根本茂君） 川口健男君。

○9番（川口健男君） 先ほど管理者の方からありました、3市の費用分担比率につきましては、先月、匝瑳市内においては、2名からの折込チラシが入ってありました。その中で私も住民の方から、3名の方から質問をいただきました。なぜ、こんなことやったんだ、おかしいんじゃないか、税金を払いたくない、なぜ、匝瑳は騒いでいるんだよ、ということでありました。それは、明らかにですね、過去の事はわかりませんが、現状とかけ離れている配分比率じゃないかと思います。平成29年度と言わずにですね、早急にこの問題に着手していただかないと、今後、匝瑳市内の住民の意見、場合によっては予算の議決にも関わってくると思いますので、一日でも早く着手していただきたい。そういうことで、管理者のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（根本茂君） 管理者明智忠直君。

○管理者（明智忠直君） そういった問題については、しっかりとした調査しながらや

っていかなければならないと思っております。今から平成30年度や33年度の人口推計をしますと、かなり変動しますし、ごみの量も変動し、そういった部分の中で、基本は29年度の人口数とごみの量を基本にしたいと思っておりますので、それまでに調査すべきことはきちんと事務局にさせます。平成29年度を基準に考えていきたい。その中で焼却炉そういった部分をやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（根本茂君） 川口健男君。

○9番（川口健男君） ありがとうございます。人口問題、大きな問題だと思います。前回も私の方で資料を提出させていただいておりますけれども、国立社会保障・人口問題研究所ですか、過去の実績からいっても誤差が非常に少ない。それを共有してですね、それよりも、負担比率の問題については、住民から言われたのは、ごみを燃すんでしょ、人口の多い少ない関係ないだろう、ごみを出した負担でもって、量によって負担するのが当たり前じゃないかと、なぜ、こうなっているの、議員は何も考えていないの、ということでお叱りをいただきました。3市が共同事業でやるんですから、一定割合は持たなければいけない、でも、人口が多い少ない、多ければ当然ごみの量も多いでしょう。少なければ少ないでしょう。ごみの量だけで按分するのが正しいのかもわからない。私自身も努力しますと答えさせていただきます。是非とも、どういう道理が正しいのか、どういう原則に立つのか、ということを考えて早急にこの問題に着手していただきたい。27年度の予算からは拠出金についても、その割合でもって実行していただくようお願いしたいと思います。ご答弁をお願いします。

○議長（根本茂君） 事務局長青野康弘君。

○事務局長（青野康弘君） 現在の負担割合につきましては、建設費負担金ということで、その割合をそれぞれ人口割、均等割、処理量割と、平成19年4月に負担金条例を改正する際、各市の財政・企画担当課長会議において検討した結果として現在の負担割合としてやっております。平成33年度稼働開始を目指しておりますので、運営費負担金の割合につきましても、条例上では同じ負担割合になっておりますが、管理者が答えした、平成29年度施設の設計・基本計画等を見直す時期でございますので、それに向けまして、今後は環境担当課長会議等の事務レベルで負担金の見直しについて、各市、他の地域の実態を調査研究させていただいて、事業の進捗を踏まえながら、きちんと見直しについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（根本茂君） 浅野勝義君。

○7番（浅野勝義君） 今の発言の中で、建設費の負担割合問題でございます。負担割

合はすでに決まっていますよというように聞こえましたが、それを先程質問した訳です。すっきりしないものですから、明確にお答えください。建設費について、従来の負担割合だけでなく、これから状況も変わってくることから、負担割合も見直さなくては行けないと、明智管理者から聞いたと思ったものですから確認させていただきました。その通りなのか、そうではないのかをお答えいただきたい。

○議長（根本茂君） 事務局長青野康弘君。

○事務局長（青野康弘君） 管理者の言った通りでございまして、今の組合の条例上、建設費負担金…。

○議長（根本茂君） 浅野勝義君。

○7番（浅野勝義君） 管理者のおっしゃったとおりでいいんですね。それでいいです。

○議長（根本茂君） ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号の質疑を終結いたします。

本日の議事日程は、すべて議了いたしました。

これにて、平成26年4月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を、閉会いたします。

本日はご苦労様でした。

午前11時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会	議	長	根	本	茂
	議	員	秋	元	賢二
	議	員	高	橋	利彦